

第 82 号

令和 6 年度山梨県営電気事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度山梨県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度山梨県営電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 電気事業費用	7,561,265 千円	3,300 千円	7,564,565 千円
第 1 項 営業費用	4,419,753 千円	3,300 千円	4,423,053 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 5,491,113 千円」を「不足する額 5,520,813 千円」に「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 282,250 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 284,950 千円」に「過年度分損益勘定留保資金 3,742,906 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 3,769,906 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	6,321,660 千円	29,700 千円	6,351,360 千円
第 3 項 水力発電設備改良費	1,524,245 千円	29,700 千円	1,553,945 千円

第 4 条 予算第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(継続費)

第 9 条 継続費の年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 電気事業 費 用	1 営業費用	湯島発電所 リプレース 事 業	125,890千円	令和 5 年度		125,890千円	令和 5 年度	
				令和 6 年度			令和 6 年度	
				令和 7 年度	125,890千円		令和 7 年度	18,150千円
							令和 8 年度	107,740千円
		琴川系発電所 リプレース 事 業	208,876千円	令和 5 年度		208,876千円	令和 5 年度	
				令和 6 年度			令和 6 年度	
				令和 7 年度	208,876千円		令和 7 年度	22,000千円
							令和 8 年度	186,876千円
		湯島発電所 リプレース 事 業	1,270,346千円	令和 5 年度		1,270,346千円	令和 5 年度	
				令和 6 年度	316,811千円		令和 6 年度	316,811千円
				令和 7 年度	953,535千円		令和 7 年度	32,326千円

1	資本的支出	3	水力発電 設備改良費	琴川系発電所 リプレース 事業	1,476,200千円	1,476,200千円	令和 8 年度	921,209千円
							令和 5 年度	
							令和 6 年度	130,900千円
							令和 7 年度	1,345,300千円
							令和 8 年度	1,079,100千円

第 83 号

令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 建設改良費	2,580,466 千円	△ 669,379 千円	1,911,087 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,978 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35,705 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 277,534 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 280,807 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	2,567,713 千円	△ 669,379 千円	1,898,334 千円
第 1 項 企業債	540,000 千円	△ 122,000 千円	418,000 千円
第 2 項 国庫補助金	1,370,900 千円	△ 432,700 千円	938,200 千円
第 3 項 市町村負担金	587,282 千円	△ 117,515 千円	469,767 千円
第 4 項 他会計補助金	69,531 千円	2,836 千円	72,367 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	3,666,515 千円	△ 669,379 千円	2,997,136 千円
第 1 項 建設改良費	2,580,466 千円	△ 669,379 千円	1,911,087 千円

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	540,000 千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。	418,000 千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。
計	540,000 千円				418,000 千円			

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)

1,386,540 千円

(補正予定額)

2,836 千円

(計)

1,389,376 千円

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター送風機設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和7年度から 令和8年度まで	420,000 千円
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター送風機運転制御設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和7年度から 令和8年度まで	300,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター沈砂池設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和7年度から 令和8年度まで	340,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター沈砂池運転制御設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和7年度から 令和8年度まで	400,000 千円

<p>釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター中央監視設備更新工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和7年度から 令和8年度まで</p>	<p>240,000 千円</p>
<p>釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川流域下水道釜無川1号幹線管路施設更新工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和7年度</p>	<p>160,000 千円</p>
<p>桂川流域下水道建設事業に係る桂川清流センター運転制御設備更新工事（大月市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和7年度から 令和8年度まで</p>	<p>360,000 千円</p>